



柏崎市行政改革指針

令和2（2020）年3月

柏 崎 市

目次

1	はじめに	1
2	これまでの行政改革の取組	1
3	今後の行政改革の取組	2
4	行政改革指針の位置付け	2
5	柏崎市行政改革指針の5つの柱	3
6	その他	4
参考資料	本市における行政改革の歴史	5

1 はじめに

本市では、平成8年度（1996年度）に行財政改革における計画を初めて策定し、職員数の削減や事業の廃止、民間委託や指定管理者制度による業務量の削減を始めとした、量的な削減を中心に取組を行いました。近年では量的な削減を図りつつ、市民の皆様へ提供する行政サービスの質を向上させる取組を進めてまいりました。

しかし、行政改革については、社会情勢の変化に応じて手法や取組内容が変わるものの、一定の目標を達成することで完了するものではなく、不断の努力が求められます。

また、行政側の人的・財政的資源が減少していることと並行して、人口減少や少子高齢化など、サービスの受益者が緩やかに減少していることを踏まえると、今後も、同程度の行政サービスを提供していくことは、困難になりつつあります。このため、行政が真に実施すべき課題等を明確にし、事業の不断の見直しを行い、新たな技術革新の手法も取り入れながら、適正な規模の組織構築と人材育成に着実に取り組むことが求められています。

今回策定する「柏崎市行政改革指針」は、従来の取組を踏まえながら、現在そして将来に向けた、本市における行政改革の基本的な考えを整理したものです。

行政改革が効果的な取組となるよう、より良い形を模索しながら、本市の最上位計画である総合計画とともに着実に実施し、市民の皆様から信頼される行政運営に努めてまいります。

2 これまでの行政改革の取組

本市の行政改革の取組は、簡素で効率的な行財政運営の実現と行政サービスの向上を目指した平成8年度の「第一次行政改革大綱」から始まりました。具体的には、組織機構や事務事業の見直し、定員適正化、公共施設の民営化や統廃合、民間委託や指定管理者制度の導入などに取り組んだほか、平成26年度からの「行政経営プラン」では、限られた経営資源を有効活用し、真に必要な行政サービスの提供等を目的とした、量から質への転換を図りました。

また、平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度には、「市役所にしかできない仕事とは何か」、「繰り返しのお役所仕事になっていないか」などの視点の下、真に行政が為すべき事業を見定める「事業峻別」を行うなど、時々刻々と変化する社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、不断の行政改革の取組を進めてまいりました。

3 今後の行政改革の取組

従来の行政改革の取組については、最上位計画として位置付けられている「柏崎市総合計画」が目指す将来都市像の実現に向け、行財政のスリム化を図り、行政サービスの質を高めるための各種取組を、計画期間を設定し、その時点における市民ニーズを常に意識した内容へ修正しながら、推進してまいりました。

令和元年度（2019年度）で、現在の行政改革推進に関する計画である「第二次行政経営プラン」の計画年度が終了することに伴い、総合計画の着実な実施に向け、行政改革の取組を途切れさせることなく、新たな計画を策定する必要があります。

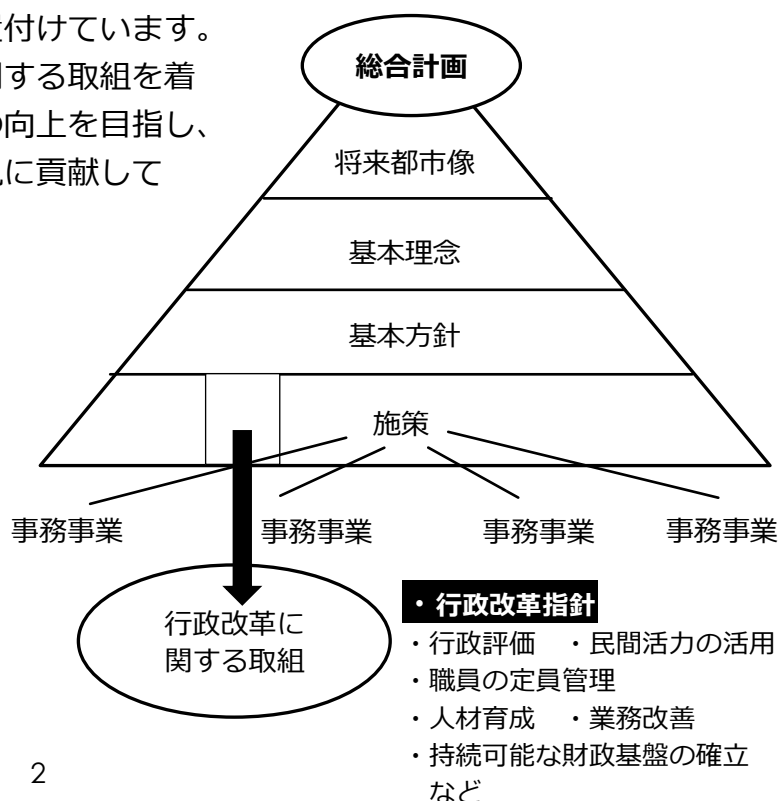
一方で、人口減少対策などの行政課題や、新たな情報技術の登場などの社会情勢は刻々と変化している中で、行政改革の取組も、スピード感ある対応を行う必要が求められています。

したがって、従来からの行政改革の歩みを止めることなく、かつ、社会情勢に応じた速やかな対応を行うことを目的とし、今後の本市における行政改革の基本的な考えである「柏崎市行政改革指針」を策定し、本指針に基づき、一層の行政改革に取り組んでまいります。

4 行政改革指針の位置付け

本指針は、総合計画で定める将来都市像の実現に向けた各種施策のうち、行政改革に関する取組の一つとして位置付けています。

本指針と併せ、他の行政改革に関する取組を着実に実施することで、市民満足度の向上を目指し、総合計画で定める将来都市像の実現に貢献してまいります。



5 柏崎市行政改革指針の5つの柱

行政改革に関する分野において、どの時代でも実施すべき普遍的なものを5つの柱に整理しました。その下に、主な取組を例示的に示しています。なお、主な取組については、社会情勢やその時の行政課題に応じ、随時見直しを図ります。

(1) 社会情勢や時代のニーズを的確に捉え、常に事務事業を見直します

主な取組

- ・ 市民ニーズを意識した事務事業（施策を達成するための具体的な手段）の見直しを行い、真に行政が担うべき事業に取り組みます。
- ・ 行政内部の評価を実施するとともに、市民目線からの評価と客観性を確保するため、外部委員による行政評価を実施し、事業計画や予算編成に反映します。

(2) 行政と民間の役割を踏まえ、民間活力を効果的に活用します

主な取組

- ・ 民間が行った方が効果的・効率的と認められた事業については、原則的に民間への委託、譲渡等を進めます。なお、民間が行うことの妥当性については、適宜、客観的な検証を行い、必要により事業主体の見直しを行います。
- ・ 行政と民間が同一又は類似の事業を行っている場合は、集約化や民間委託等による整理を進めます。
- ・ 事業の展開に当たっては、従来の概念にとらわれることなく、民間からの有効な提案があれば、積極的に取り上げることを検討します。

(3) 行政課題に速やかに対応するため、人材育成や組織の在り方を検討します

主な取組

- ・ 地域社会での経験や庁内外の職員研修を通じ、様々な視点から行政課題に対応することができる、柔軟で創造力のある職員を育成します。
- ・ 喫緊の課題に対しては、組織や前例にとらわれず、スピード感のある対応に努めます。
- ・ 重点的に取り組むべき施策や行政需要の高い業務等に迅速かつ効果的に対応するため、適正な規模の組織構築と職員配置、能力と適性に基づく職員の積極的登用を行います。

(4) ICTを活用し、最適な業務の執行方法を追求します

主な取組

- ・これまでも増してRPA、AI等の革新的な技術を活用し、事務の効率化を行いながら、生産性の向上を図ります。効率化により余裕ができた人材や財源は、毎年の重点取組に振り分けることで、市民ニーズに的確に応えつつ、一層の生産性向上に努めます。
- ・市民の要望をより詳細に把握し、速やかな解決を図るため、アプリやSNS等を活用した、双方向コミュニケーションの強化を図ります。

(5) コスト管理を徹底し、持続可能な財政基盤の確立を図ります

主な取組

- ・新たな財源の創出と特定財源の確保に努めるとともに、財源の安定的確保に向けた取組を強化します。
- ・公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や統廃合を含めた適正配置を進め、計画的な保全や資産の有効活用を図ります。
- ・使用料や手数料は、基本方針にのっとり、設定根拠を明確にしながら、適正な受益者負担の確保を進めます。また、補助金や負担金は、その必要性や効果を見極めながら、継続的に見直しを行います。
- ・公営企業は、策定した経営計画等により、健全な運営を進めます。

6 その他

本指針は、本市の行政改革を進める上での基本的な考えを示したものであること、行政改革の取組は、不断の努力であるという考えに立ち、計画期間を設定しません。

本指針の5つの柱は、普遍的なものであり、基本的には変更を行いませんが、市長の附属機関である「柏崎市行政改革推進委員会」等の意見を尊重し、変更の検討を行うことがあります。

また、主な取組は、例示的に示しているものですが、「柏崎市行政改革推進委員会」等の意見を尊重し、行政改革推進委員会の所管課において、随時見直しを図ります。

(1) 第一次行政改革大綱（平成8年度から10年度まで）

少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会経済情勢の変化や地方分権の流れに対応した行政システムを確立するため、「第一次行政改革大綱」を策定し、行財政全般にわたる総点検を行い、簡素で効率的な行財政運営の実現と市民サービスの向上を目指して行政改革に取り組みました。

基本的方策として、①行政と民間の役割分担、受益者負担、補助金等の見直し、②簡素で効率的な事務事業の進め方の検討、③市民参加型の身近でわかりやすい市政の推進、④会館等公共施設の設置及び管理運営方法の検討、⑤時代に即した組織機構の見直し、⑥職員定数及び給与の適正化の推進、⑦職員の能力開発等による効果的な行政運営の推進、⑧情報化の推進等による行政サービスの向上、⑨農業委員会の委員定数の見直し、⑩市議会の議員定数の見直しを定め、109項目を実施しました。

～主な取組～

- ・ 使用料、手数料及び補助金の見直しと適正化
- ・ 周辺自治体との公共施設相互利用の推進（利用料金の同一化）
- ・ 市長車、議長車及び集中管理庁用自動車の運転管理業務の委託化
- ・ 行政手続条例、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定
- ・ 各種協議会の統廃合
- ・ 特殊勤務手当、通勤手当及び旅費日当等の見直しによる給与制度の適正化 等

(2) 第二次行政改革大綱（平成13年度から16年度まで）

市の財政状況は、歳入の中で大きなウエイトを占めている原子力発電所に係る財源が毎年漸減しており、経常的経費は年々肥大化する傾向にありました。限られた財源の中で、高度化・多様化する行政需要に対応していくためには、第一次行政改革大綱の進捗状況や社会経済状況の推移を踏まえて新たな行政改革大綱を策定する必要がありました。

基本目標として、①次世代を見据えた行財政運営の効率化、健全化の確保、②市民ニーズに的確に対応できる組織・機構、人事制度の構築、③新たな時代にふさわしい行政の情報化の推進と行政サービスの確立、④行政の公正・透明性の確保と市民参加の拡充を掲げ46項目を実施しました。

～主な取組～

- ・ 起債抑制のルール化、基金の計画的積立
- ・ 保育園、学校用務員及び学校給食調理業務の一部民営化
- ・ エコ・オフィス率先行動計画の推進
- ・ 技能労務職部門の民間委託等による人員削減
- ・ 職員の「定員適正化計画」策定と定員管理の適正化
- ・ 行政事務の電子化の推進、窓口サービスの時間延長 等

(3) 第三次行政改革大綱（平成18年度から21年度まで）

少子高齢化による人口減少が進み、国の三位一体改革の影響等により本市を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況が続いていました。これまで以上に危機意識と改革意欲を持ちながら、行財政運営の改善・透明化、簡素で効率的な組織の構築、財政の健全化、市民生活の利便性向上などの推進を図るため、第四次総合計画と相互に連携しながら、第三次の行政改革を推進しました。

「安心して住むことのできる活力あるまち」となるために、単に目先の行政のスリム化に終始することなく、21世紀の市民ニーズに的確にこたえる行財政運営の再構築に主眼を置きながら、①市民と行政が共に担う自立した柏崎市の実現、②市民の視点に立った良質なサービスの提供、③小さくても効率的な市役所の実現、④経費節減の徹底の4つの基本目標を掲げ、実施計画36項目及び事務改善計画44項目を実施しました。

～主な取組～

- ・家庭ごみの有料化
- ・ゼロベース予算への取組み
- ・職員数の削減・特別職の給料及び退職手当の見直し
- ・人事考課制度の見直しと新制度の導入
- ・電子申請の運用開始
- ・コミュニティ、NPOやボランティアとの協働
- ・公の施設のあり方の検討と指定管理者制度の導入促進
- ・業務改善・事務改善の実施 等

(4) 行政改革推進計画（平成22年度から24年度まで）

厳しい財政状況や新たな地方分権の波の中で、更に継続的・安定的な自治体運営に取り組む必要があることから、行政サービスの質の向上を目指しました。

現代のめまぐるしい社会環境に対応すべく、総合的な視野に立って、①市役所のスリム化と市民にわかりやすい組織体制、②行政サービスの質及び執行能力の向上、③第三セクターなど市と関係する法人の健全な運営の推進、④市の所有する施設の見直しと適切な管理、⑤現状を見据えた次世代へつなぐ不断の行政改革の5つの柱を掲げ、定員管理の適正化や民営化、市民との協働による市政の推進など58項目を実施しました。

～主な取組～

- ・子育て支援業務の充実
- ・ごみ処理場運転業務・学校給食業務の完全民間委託
- ・職員数の削減・臨時職員等の処遇の見直し
- ・外部人材（情報CIO補佐官）の登用
- ・柏崎市農業振興公社の解散
- ・公の施設のあり方検討会による横断的な施設の見直しと処分
- ・さざなみ学園及び枇杷島・東部保育園の民営化 等

(5) 行政経営プラン（平成26年度から28年度まで）

行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、限られた経営資源を有効活用し、真に必要な行政サービスを提供するとともに、行政経営の基本に立ち返り、最小の経費で最大の効果を上げる改革を行うことを目指しました。

①効率的で効果的な行政サービスを目指す「行政サービス」、②将来にわたる安定した財政基盤の確立に努める「財政」、③経営力を強化する組織・体制づくりを整備する「組織」、④資産の計画的なマネジメントと利活用を図る「資産」、⑤市民力・地域力の向上に取り組む「協働」の5つの視点から目標を定め、50項目の取組を実施しました。

～主な取組～

- ・マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスの開始
- ・全庁的な業務改善活動の実施
- ・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の3料と市税の債権管理を一元化
- ・外部人材の登用（情報CIO補佐官、広報専門官）
- ・公共施設等総合管理計画の策定による公共施設の中長期的マネジメントの推進
- ・「まちから」を中心とした市民活動団体との協同
- ・小水力発電の実施による新規歳入の確保 等

(6) 第二次行政経営プラン（平成29年度から31年度まで）

多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の目線に立った行政サービスを提供していくためには、経費削減に向けた取組を継続しながら、市民と行政が互いに共同関係を築き、民間企業の経営理念と能力を積極的に取り入れた、質の高い行政経営を行う必要があります。

本プランは、前プランの基本理念を引き継ぎ、①効率的で効果的な行政サービスを目指す「行政サービス」、②将来にわたる安定した財政基盤の確立に努める「財政」、③経営力を強化する組織・体制づくりを整備する「組織」、④資産の計画的なマネジメントと利活用を図る「資産」、⑤市民力・地域力の向上に取り組む「協働」の5つの視点から、47項目の取組を実施しました。

～主な取組～

- ・体育施設におけるインターネット予約の導入
- ・ガス事業の民営化
- ・児童クラブの民間委託
- ・新地方公会計の推進
- ・女性職員の活躍の推進
- ・公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進
- ・成年後見人やこころのゲートキーパーなど、地域で活躍する人材の育成
- ・食に関するイベントの一本化

